

『医療措置協定』締結のお願い

次の感染症危機において、県内の医療崩壊を防ぎ、県民の生命・健康を守っていくためには、貴事業所の協力が不可欠であり、より迅速に、より効果的に「オール新潟」による対応を行えるよう、別紙「協定の締結依頼について」の趣旨をご理解の上、協定を締結していただきますようお願い申し上げます。

医療措置協定の内容

《自宅療養者等への医療の提供及び健康観察》

● 訪問看護（必須）・健康観察

- ・ 訪問看護が可能（高齢者施設等への対応を含む）
既存の利用者以外も対応可 又は
既存の利用者のみ対応可
- ・ 健康観察の対応が可能（高齢者施設等への対応を含む）
既存の利用者以外も対応可 又は
既存の利用者のみ対応可

今後発生する新興感染症の特性等がわからない中では、自宅療養者への支援における具体的な仕組みまで現時点でお示しすることはできませんので、新興感染症が発生した場合は、改めて対応可能か協議させていただきます。

● 個人防護服の備蓄

サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋の5物資について、2か月分の備蓄

令和3年や令和4年（新型コロナ対応）を通じた平均的な使用量で2か月分を設定してください。

<協定締結の手順、問い合わせについては裏面をご覧ください>

協定締結の手順

令和6年1月25日付 感薬第1141号 医療措置協定の締結について（依頼）の添付資料をお手元に置いて、手順をご覧ください。

STEP1

✓ 協定内容の確認

「別紙3 協定についての解説」を一読いただき、協定内容をご確認ください。

STEP2

✓ 協定書入力フォームの入力・送信

「別紙4 協定書入力フォームシステム操作マニュアル」を確認いただき、入力フォームに必要な事項を入力して県へ送信してください。

協定書入力フォームのURL

https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9487



STEP3

✓ 整理番号・パスワードの保管

入力フォームに入力・送信後に、整理番号・パスワードが記載された「申込完了通知メール」が届きますので、保管をお願いします。（整理番号・パスワードは、協議内容の修正や、協定書のダウンロードに使用します。）

STEP4

✓ 協定書のダウンロード

「協定締結の確定通知メール」が届くので、メールに記載の手順により協定書をダウンロードいただき、締結完了となります。「協定締結の確定通知メール」は、協定内容に不備等がないか確認後に送信されますので2～3週間かかります。

入力締切：令和6年2月末までの入力をお願いします

お問い合わせ先

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

【Mail】 honbu2@pref.niigata.lg.jp